

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】令和4年4月19日(2022.4.19)

【公開番号】特開2021-70719(P2021-70719A)

【公開日】令和3年5月6日(2021.5.6)

【年通号数】公開・登録公報2021-021

【出願番号】特願2019-196466(P2019-196466)

【国際特許分類】

C 09 D 201/00(2006.01)

10

C 09 D 7/65(2018.01)

C 09 D 5/16(2006.01)

C 08 L 83/05(2006.01)

C 08 K 5/5425(2006.01)

C 08 K 5/06(2006.01)

C 08 L 71/02(2006.01)

【F I】

C 09 D 201/00

C 09 D 7/65

C 09 D 5/16

20

C 08 L 83/05

C 08 K 5/5425

C 08 K 5/06

C 08 L 71/02

【手続補正書】

【提出日】令和4年4月11日(2022.4.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0036

30

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0036】

更に、式(1)で表されるシロキサン分岐型ポリエーテル変性シリコーンのGPCにおけるポリスチレン換算の重量平均分子量は500~100,000であり、好ましく1,000~80,000であり、特に好ましくは1,500~40,000である。重量平均分子量が500未満であると防汚性が低下し、また100,000より上であると高粘度で取扱い性が悪いだけでなく、塗料組成物にした際に樹脂との相溶性に問題を生じる場合がある。

【手続補正2】

40

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0053

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0053】

その後、下記構造式(a)のポリオキシアルキレン化合物110gを添加して、更に3時間反応を継続させた。

50

## 【化7】

$\text{CH}_2=\text{CHCH}_2\text{O}(\text{C}_2\text{H}_4\text{O})_9\text{H}$  . . . 構造式 (a)

## 【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0060

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0060】

10

[実施例2]

実施例1において、化合物(A)の25%プロピレングリコールモノメチルエーテルアセテート溶液の代わりに、化合物(B)の25%プロピレングリコールモノメチルエーテルアセテート溶液を用いた以外は実施例1と同様にしてコーティング層(2)を形成し、各種特性を評価した。

## 【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0062

【補正方法】変更

【補正の内容】

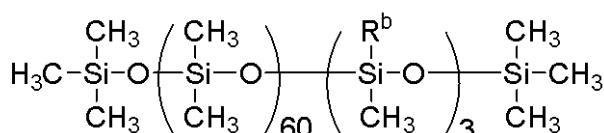
20

【0062】

[比較例2]

実施例1において、化合物(A)の25%プロピレングリコールモノメチルエーテルアセテート溶液の代わりに、下記式の化合物(C)(重量平均分子量が6,100)の25%プロピレングリコールモノメチルエーテルアセテート溶液を用いた以外は実施例1と同様にしてコーティング層(4)を形成し、各種特性を評価した。

## 【化15】



30

$\text{R}^b = -\text{C}_3\text{H}_6\text{O}(\text{C}_2\text{H}_4\text{O})_9\text{H}$

. . . 化合物(C)

## 【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0063

【補正方法】変更

【補正の内容】

40

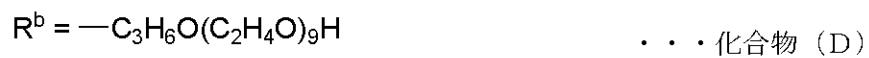
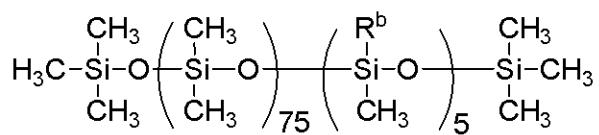
【0063】

[比較例3]

実施例1において、化合物(A)の25%プロピレングリコールモノメチルエーテルアセテート溶液の代わりに、下記式の化合物(D)(重量平均分子量が8,300)の25%プロピレングリコールモノメチルエーテルアセテート溶液を用いた以外は実施例1と同様にしてコーティング層(5)を形成し、各種特性を評価した。

50

【化 1 6】



10

20

30

40

50